

国立研究開発法人国立環境研究所共同研究員規程

平成13年4月1日 平13規程第15号
平成24年2月28日改正
平成27年4月1日改正
平成28年4月1日改正
令和2年1月17日改正
令和3年1月27日改正
令和3年3月23日一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）以外の研究機関若しくは大学等（以下「機関」という。）の研究者等が、研究所において、その本人の希望により研究所の研究職員（以下「共同研究主任者」という。）と共同して研究（以下「共同研究」という。）を行おうとするときの受入承認申請、災害の補償、研究成果の報告等に関し、必要な事項を定めるものである。

(共同研究員)

第2条 この規程において、第1条の共同研究を行う者を「共同研究員」という。

2 共同研究員は、次のいずれかに該当する者であつて、次条の申請をし、理事長がそれを承認した者とする。

- 一. 国内外の研究機関又は大学等において職に就いている者
- 二. 国内外の研究機関又は大学等において職に就いていない場合は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - イ. 日本学術振興会特別研究員等の博士研究員該当者
 - ロ. 「共同研究契約」により共同研究を行う者
 - ハ. その他、研究所の研究推進のため特に必要と認められる者

(共同研究員の承認申請)

第3条 企画部長、連携推進部長、環境情報部長、領域長、気候変動適応センター長又は福島地域協働研究拠点長（以下、この規程においては「ユニット長」という。）は、共同研究の申請（様式1による。）があり、これを実施しようとするときは、当該研究に係る共同研究計画書（別に定める様式による。）を提出し、理事長の承認（様式2による。）を受けるものとする。ただし、前条第2項二号イ及びロに該当する者については、承認手続きを省略するものとする。

(共同研究員の登録)

第4条 共同研究主任者は、前条ただし書きに基づき承認手続きを省略した共同研究員に係る共同研究員登録票（別に定める様式による。）を所属のユニット長及び企画部に提出する。

(期間)

第5条 共同研究の期間は、承認のあった日から当該年度の末日（3月31日）までの間の期間とする。なお、承認後、共同研究の継続の必要があるときは、当該年度内であれば、期間の延長申請（様式3による。）により、これを継続することができる。

(規則等の遵守)

第6条 共同研究員は、研究所及び研究所の共同研究主任者の指示並びに法令及び研究所の規程その他の定めに従わなければならない。

2 共同研究員は、特許法（昭和34年法律第121号）、実用新案法（昭和34年法律第123号）、意匠法（昭和34年法律第125号）、種苗法（平成10年法律第83

号)又は著作権法(昭和45年法律第48号)上の権利の確保が行われているものを除いて、共同研究を通じて知ることのできたすべての秘密について、共同研究の期間中及び終了後においても、外部に漏らしてはならない。

3 共同研究員は、資料、図面、電子媒体、研究資材、書類その他研究所の所有する物品を、許可無く研究所外に持ち出してはならない。

(施設等の使用)

第7条 共同研究員は、前条の限りにおいて、第3条の共同研究計画書に基づき、研究所の施設、備品等(以下「施設等」という。)を使用することができるものとする。

(災害の補償)

第8条 共同研究員の責に帰すべき事由により生じた事故等に伴う災害の補償に関しては、当該共同研究員及び当該共同研究員に所属機関がある場合はその所属機関の責任において、措置しなければならない。

(研究施設等の損傷に対する賠償)

第9条 共同研究員の責に帰すべき事由により研究所の施設等に損傷を与えたときは、当該共同研究員及び当該共同研究員に所属機関がある場合はその所属機関の責任において、その損害を賠償しなければならない。

(研究結果の報告)

第10条 共同研究員は、共同研究を了し、若しくは中止し、又は研究期間が満了したときは、遅滞なくその共同研究成果報告書(様式4による。)を理事長に提出するものとする。

(研究成果の公表)

第11条 共同研究員が共同研究で得られた研究成果を公表しようとするときは、あらかじめ研究所の共同研究主任者の了解を得るものとする。

(知的財産の取扱い)

第12条 研究所と共同研究員又は共同研究員の所属機関との間に別段の合意がある場合を除き、共同研究員が研究所における調査研究の過程又は結果として作製又は取得した知的財産の取扱いは、国立研究開発法人国立環境研究所知的財産取扱規程に基づくものとする。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

改正附則(平成16年2月5日)

この改正は、平成16年2月5日から施行する。

改正附則(平成18年3月31日)

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

改正附則(平成23年3月31日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

改正附則(平成24年2月28日)

この規程は、平成24年2月28日から施行する。

改正附則(平成27年4月1日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

改正附則(平成28年4月1日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

改正附則(令和2年1月17日)

この規程は、令和2年1月17日から施行する。

改正附則(令和3年1月27日)

この規程は、令和3年1月27日から施行する。

改正附則(令和3年3月23日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

様式 1

共同研究申請書

令和 年 月 日

国立研究開発法人国立環境研究所理事長 殿

下記により、貴所との共同研究を実施したいので承認を申請します。なお、(共同研究員申請対象者氏名)が貴研究所において共同研究を行うこととなった際は、国立研究開発法人国立環境研究所共同研究員規程など貴研究所における規則を遵守させることを誓約します。

所在地
機関名
代表者役職名及び氏名
印(省略可)

記

1. 申請理由
2. 希望する研究課題名及び研究内容
3. 共同研究員申請対象者の氏名
4. 共同研究員申請対象者の生年月日及び満年齢 年 月 日(満 才)
5. " 所属及び職名
6. 希望する共同研究の期間(注) 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
7. 添付書類 (1) 共同研究員申請対象者の履歴書(様式:任意)
(2) " 研究業績(様式:任意)
(3) 誓約書(別紙様式による)

(注) 単年度以内でなければならない。

別紙

誓 約 書

令和 年 月 日

国立研究開発法人国立環境研究所理事長 殿

貴研究所において共同研究を行うこととなった際は、法令及び国立研究開発法人国立環境研究所共同研究員
規程など貴研究所における規則を遵守することを誓約します。

住所
氏名（共同研究員申請対象者）

様式2

国環研第 号
令和 年 月 日

〇〇大学学長 〇〇〇〇 殿

国立研究開発法人国立環境研究所
理事長 〇 〇 〇

共同研究員承認申請について（回答）

令和〇年〇月〇日付で申請のありました下記の者に係る標記については、申請に基づき承認
します。

記

共同研究員氏名

共同研究の期間

様式3

共同研究期間延長申請書

令和 年 月 日

国立研究開発法人国立環境研究所理事長 殿

所在地

機関名

代表者役職名及び氏名

印（省略可）

令和 年 月 日付け国環研第 号をもって承認された共同研究の期間について
下記のとおり延長を申請致します。

記

1. 共同研究課題
2. 共同研究員の氏名
3. 共同研究の延長を希望する期間
4. 期間延長を希望する理由

様式4

共同研究成果報告書

令和 年 月 日

国立研究開発法人国立環境研究所理事長 殿

共同研究員氏名

1. 共同研究課題

2. 研究期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

3. 主な研究実施場所

4. 共同研究主任者の氏名

5. 研究結果